

第1 建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務）
における令和5年度入札契約制度の改正について（お知らせ）

令和5年度、建設工事等に係る入札契約制度を次のとおり改正しますので、御留意ください。

1、建設工事に係る低入札価格調査制度における失格判断基準について

【適用対象】令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う建設工事

国の特別重点調査基準に合わせ、失格判断基準の算定方法を次の通り変更します。

工種等	見直し前	見直し後
一般土木工事等	直接工事費 ×0.75 又は 共通仮設費 ×0.7 現場管理費 ×0.7 一般管理費等 ×0.3 } 合計	直接工事費 × <u>0.9</u> 又は 共通仮設費 × <u>0.8</u> 現場管理費 × <u>0.8</u> 一般管理費等 ×0.3 } 合計
機器単体費を含む機械設備、電気通信工事等	機器単体費 ×0.69 直接工事費 ×0.75 又は 共通仮設費 ×0.7 現場管理費 ×0.7 一般管理費等 ×0.3 } 合計	機器単体費 × <u>0.81</u> 直接工事費 × <u>0.9</u> 又は 共通仮設費 × <u>0.8</u> 現場管理費 × <u>0.8</u> 一般管理費等 ×0.3 } 合計
一般建築工事等	(直接工事費×0.9) ×0.75 又は 共通仮設費 ×0.7 (直接工事費×0.1+ 現場管理費) ×0.7 一般管理費等 ×0.3 } 合計	(直接工事費×0.9) × <u>0.9</u> 又は 共通仮設費 × <u>0.8</u> (直接工事費×0.1+ 現場管理費) × <u>0.8</u> 一般管理費等 ×0.3 } 合計
昇降機設備工事 その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	(直接工事費×0.8) ×0.75 又は 共通仮設費 ×0.7 (直接工事費×0.2+ 現場管理費) ×0.7 一般管理費等 ×0.3 } 合計	(直接工事費×0.8) × <u>0.9</u> 又は 共通仮設費 × <u>0.8</u> (直接工事費×0.2+ 現場管理費) × <u>0.8</u> 一般管理費等 ×0.3 } 合計

※失格判断基準は、直接工事費（土木系の設備工事は機器単体費も含む。）又は共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額のいずれかを下回れば失格となる基準です。

※最低制限価格及び調査基準価格の算定方法（算定式）は変更ありません。

2、契約約款の改正について

【適用対象】令和5年4月1日以降に契約締結する建設工事、工事に伴う委託業務

国が定める公共工事標準請負契約約款等の改正を踏まえ、本市契約約款の一部を改正します。

改正後の契約約款は、豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

入札契約関係規程一覧>工事契約関係 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/7308.htm>

3、公契約条例における特定公契約に係る労働報酬下限額の改定について

【適用対象】令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う予定価格1億5,000万円以上の建設工事

設計労務単価の改定に伴い、各職種の労働報酬下限額（未熟練者を含む。）を改定しました。

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

豊橋市公契約条例について <http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm>

4、工事に伴う委託業務の入札制度の見直しについて

【適用対象】令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に伴う委託業務

(1) 低入札価格調査制度の対象業務について

見直し前	⇒	見直し後
予定価格 500 万円以上		予定価格 1,500 万円以上

(2) 最低制限価格及び調査基準価格の算定方法について

業務区分	見直し前	見直し後
測量業務	① 直接測量費×1	① 直接測量費×1
	② 諸経費 ×0.4	② 諸経費 × <u>0.58</u>
建築設計業務	① 直接人件費×1	① 直接人件費×1
	② 特別経費 ×0.9	② 特別経費× <u>1</u>
	③ 技術料等経費 ×0.5	③ 技術料等経費× <u>0.9</u>
	④ 諸経費 ×0.5	④ 諸経費× <u>0.6</u>
建設コンサルタント業務	① 直接原価 ×1	① 直接原価 ×1
	② その他原価 ×0.8	② その他原価× <u>0.9</u>
	③ 一般管理費×0.3	③ 一般管理費 × <u>0.68</u>
地質調査業務	① 直接調査費×1	① 直接調査費×1
	② 間接調査費 ×0.7	② 間接調査費× <u>0.9</u>
	③ 地質調査業務(解析)費×0.7	③ 地質調査業務(解析)費× <u>0.8</u>
	④ 諸経費 ×0.3	④ 諸経費× <u>0.48</u>
補償コンサルタント業務	① 直接原価 ×1	① 直接原価 ×1
	② その他原価× 0.8	② その他原価× <u>0.9</u>
	③ 一般管理費等 ×0.3	③ 一般管理費等× <u>0.65</u>

(3) 低入札価格調査制度における失格判断基準について

業務区分	見直し前	見直し後
測量業務	① 直接測量費×0.9	① 直接測量費× <u>1</u>
	② 諸経費 ×0.2	② 諸経費 × <u>0.48</u>
建築設計業務	① 直接人件費×0.9	① 直接人件費× <u>1</u>
	② 特別経費 ×0.9	② 特別経費 × <u>1</u>
	③ 技術料等経費 ×0.4	③ 技術料等経費 × <u>0.6</u>
	④ 諸経費 ×0.3	④ 諸経費 × <u>0.6</u>
建設コンサルタント業務	① 直接原価 ×0.9	① 直接原価 × <u>1</u>
	② その他原価 ×0.2	② その他原価 × <u>0.9</u>
	③ 一般管理費×0.2	③ 一般管理費× <u>0.48</u>
地質調査業務	① 直接調査費×0.9	① 直接調査費× <u>1</u>
	② 間接調査費 ×0.4	② 間接調査費 × <u>0.9</u>
	③ 地質調査業務(解析)費×0.3	③ 地質調査業務(解析)費× <u>0.6</u>
	④ 諸経費 ×0.1	④ 諸経費× <u>0.48</u>
補償コンサルタント業	① 直接原価 ×0.9	① 直接原価 × <u>1</u>
	② その他原価× 0.4	② その他原価× 0.4
	③ 一般管理費等 ×0.2	③ 一般管理費等 × <u>0.45</u>

(4) 総合評価競争入札の試行について

工事に伴う委託業務の内、受注企業の実績、配置予定技術者の実績などを求めることにより、より品質の高い成果が期待できる業務について、総合評価競争入札を試行的に導入します。

適用となる案件については、その旨を入札公告などでお知らせします。

問合せ先	豊橋市契約検査課	工事契約担当	電話	0532-51-2155・2156
	豊橋市上下水道局	総務課	電話	0532-51-2705・2706
	豊橋市民病院	管理課	電話	0532-33-6365

第2 建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務） における新規要領、ガイドラインの制定について

令和5年度、建設工事等に係る新規要領、ガイドラインを制定いたしましたので御留意ください。

1、豊橋市情報共有ガイドライン

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

豊橋市情報共有ガイドラインについて

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/54366.htm>

2、豊橋市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

豊橋市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/54367.htm>

3、豊橋市設計業務等変更ガイドライン

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

工事に伴う委託業務設計変更について

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/54368.htm>

問合せ先 豊橋市契約検査課 検査G担当 電話 0532-51-2096・2100
--